

小樽市屋外広告物条例（原案）

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 広告物等の表示の制限及び許可（第4条－第14条）
- 第3章 管理、監督等（第15条－第27条）
- 第4章 諮問（第28条）
- 第5章 雑則（第29条・第30条）
- 第6章 罰則（第31条－第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 広告主 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置することを決定し、自ら又は屋外広告業（法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。）を営む者その他の者への委託等により、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者をいう。
- (3) 行為者等 広告主、広告主から委託等を受けて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者をいう。
- (4) 出願者 行為者等のうち、この条例の規定による許可を受けた者をいう。

（広告物の在り方）

第3条 広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 広告物等の表示の制限及び許可

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は緑地保全地域

で、市長が指定する区域

- (2) 北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域又は同条例第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区、自然景観保護地区若しくは学術自然保護地区で、市長が指定する区域
- (3) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域で、市長が指定する区域
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第78条第1項、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第4条第1項若しくは第26条第1項又は小樽市文化財保護条例（昭和41年小樽市条例第18号）第5条第1項の規定により指定された建造物の敷地内
- (5) 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項若しくは第110条第1項又は北海道文化財保護条例第31条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路（一般国道に限る。）の区域（休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く。）並びにこれらから展望することができる地域で市長が指定する区域
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項又は北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第10条第1項の規定により指定された特別地域
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第1号に規定する公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第2号に規定する公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域
- (9) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院及び公衆便所の敷地内
- (10) 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成20年小樽市条例第47号。以下「景観条例」という。）第15条第2項に規定する小樽歴史景観区域（以下単に「小樽歴史景観区域」という。）のうち、市長が指定する地域又は場所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が指定する地域又は場所

（禁止物件）

第5条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 街路樹及び路傍樹並びに北海道自然環境等保全条例第23条第1項の規定により指定された記念保護樹木
- (2) 煙突、送電塔、送受信塔、ガスタンク、油タンクその他これらに類するもの

- (3) 銅像、記念碑その他これらに類するもの
 - (4) 橋りょう、トンネル、分離帯その他これらに類するもの
 - (5) 信号機、照明灯、道路標識、歩道柵、防護柵、防雪柵その他これらに類するもの
 - (6) 消火栓、火災報告機、火の見やぐらその他これらに類するもの
 - (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔その他これらに類するもの
 - (8) 発電用風力設備(風力を原動力として電気を発生するために施設するものであって、電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第3項に規定する事業用電気工作物であるものをいう。以下同じ。)
 - (9) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (10) 景観条例第53条第1項の規定により指定された保存樹木、保全樹林又は保全緑地
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために市長が指定する物件
- 2 電柱及び消火栓標識には、法第7条第4項本文に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。

(禁止広告物)

第6条 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない。

(許可地域及び許可等)

第7条 第4条各号に掲げる地域又は場所以外の区域(以下「許可地域」という。)に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 許可地域を、土地利用の状況や地区の特性に応じた都市景観の形成を図るため、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる地域に区分する。

- (1) 住居系地域 主として、住環境に配慮して良好な景観を形成し、又は風致を維持する必要がある地域
- (2) 住居系地域以外の地域 良好な景観や風致に配慮するとともに、にぎわいや生産など経済活動を促進する地域
- (3) 歴史的景観地域 景観条例第15条第2項第4号に規定する地域
- (4) 新都市景観形成地域 景観条例15条第2項第5号に規定する地域
- (5) 沿道景観形成地域 市街地の主要な道路のうち景観上特に重要な道路沿いにおいて、良好な街並みの景観を形成する地域
- (6) その他の地域 前各号に掲げる地域以外の地域

3 第1項の許可に際しての基準(以下「許可基準」という。)は、規則で定める。

4 市長は、第1項の許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

5 市長は、前項の規定により条件を付して第1項の許可をするとき又は良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを判断するに当たって必要があると認めるときは、景観条例第67条に規定する小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

（許可の期間）

第8条 この条例の規定による許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

（許可申請手数料）

第9条 第7条第1項、次条又は第12条第2項、第3項若しくは第5項の許可を受けようとする者は、許可申請手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体が立看板を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可申請手数料の額は、別表のとおりとする。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の許可申請手数料を減免することができる。

4 既納の許可申請手数料は、これを還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（変更及び継続の許可）

第10条 この条例の規定による許可を受けた後、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物及び掲出物件を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、更に許可を受けなければならない。

2 許可期限後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、更に許可を受けなければならない。

（許可の表示）

第11条 出願者は、この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置するときは、当該広告物又は掲出物件に市長の行う検印を受け、又はその交付する許可証票を貼らなければならない。

（適用除外）

第12条 次に掲げる広告物及び掲出物件については、第4条、第5条及び第7条第1項の規定（第12号及び第13号については、第7条第1項の規定）は、適用しない。

(1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの

(2) 国、地方公共団体又は公共的団体がその事務又は事業に関して公共的目的をもって表示し、又は設置するもの

(3) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物

(4) 自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの

- (5) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (6) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該会場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- (7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物
- (8) 人、動物又は車両（第4項の自動車を除く。）、船舶、航空機その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの
- (9) 煙突、ガスタンク、油タンクその他これらに類するものに表示する広告物
- (10) 発電用風力設備のナセル（動力伝達装置、発電機等を格納する部分をいう。）に表示する広告物
- (11) 祭礼その他慣例上やむを得ないもの
- (12) 営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗その他これらに類するもの
- (13) 表示又は設置の期限が5日以内のもの
- (14) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

2 前項の規定による適用除外に関し必要な基準は、規則で定める。

3 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件であつて、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条及び第7条第1項の規定は、適用しない。

4 広告物を表示し、又は掲出することにより営業に関する宣伝を主たる目的として走行する自動車に表示される広告物又は設置される掲出物件であつて、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けたものについては、第4条及び第7条第1項の規定は、適用しない。

5 第1項及び第3項の規定は、第1項又は第3項に規定する広告物（以下「適用除外広告物」という。）及び掲出物件に適用除外広告物に該当しない広告物を付する場合には、これを適用しない。

6 良好な景観又は風致を害するおそれがなく、かつ、公衆に対し危害を及ぼすおそれのない広告物又は掲出物件であつて、規則で定めるところによりあらかじめ市長の許可を受けたものについては、第4条及び第5条の規定は、適用しない。

（協議）

第13条 国、地方公共団体又は公共的団体は、前条第1項第2号の広告物又は掲出物件のうち規則で定めるものを、第4条若しくは第7条第1項の地域若しくは場所において表示し、若しくは設置しようとする場合又は第5条第1項若しくは第2項の物件に表示し、若しくは設置しようとする場合（同項の物件にあつては、法第7条第4項本文に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置する場合に限る。）には、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

（広告物協定地区）

第14条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(公

共の用に供するものを除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が良好な景観の保全又は形成のため適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 広告物協定の対象となる区域(以下「広告物協定地区」という。)
 - (2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
 - (3) 広告物協定の有効期間
 - (4) 広告物協定に違反した場合の措置
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項
- 3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 広告物協定地区の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。
- 6 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区の良好な景観の保全又は形成のため必要な指導又は助言をすることができる。
- 7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとするときは、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

第3章 管理、監督等

(管理者の設置)

第15条 出願者は、この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものを表示し、又は設置するときは、規則で定めるところにより、管理者を置かなければならない。

(出願者の変更の届出等)

第16条 出願者は、氏名又は住所(法人にあっては、名称、事務所の所在地又は代表者の氏名)を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件の所有権を承継して引き続き当

該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理及び除却の義務)

第17条 行為者等は、広告物又は掲出物件に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

2 表示又は設置の許可期限が満了したときは、出願者は、5日以内に当該広告物又は掲出物件を除却し、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第12条第1項各号に掲げる広告物又は掲出物件については、その広告目的を完了し、又は期間を満了したときは、直ちにこれを除却しなければならない。

(報告及び立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、行為者等から報告させ、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(許可の取消し、除却その他の措置)

第19条 この条例の規定による許可を受けた広告物若しくは掲出物件が、良好な景観若しくは風致を害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき又は許可申請書に虚偽の記載があったときは、市長は、その許可を取り消し、又はその出願者若しくは管理者に対し、当該広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、若しくは相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第20条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、行為者等に対して、当該広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。ただし、行為者等を過失がなく確知することができない場合においては、市長は、自らこれを移転し、又は除却する等必要な措置をなすことができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により掲出物件を除却しようとする場合は、期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自らこれを除却する旨を告示しなければならない。

3 前項の期限は、告示の日から起算して15日を経過する日以後としなければならない。ただし、当該掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(公表)

第21条 市長は、第19条又は前条第1項の規定による命令をしたときは、商号、名称又は氏名その他の規則で定める事項について、市のホームページへの掲載その他の方法により公表しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第22条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第23条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号の広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号の広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第27条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市のホームページへの掲載その他の方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第24条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第25条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第26条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第27条 市長は、法第8条第1項本文の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

第4章 諮問

第28条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第4条第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第11号又は第5条第1項第11号の規定により地域、場所又は物件につき指定又は変更をしようとするとき。
- (2) 許可地域の指定又は変更をしようとするとき。
- (3) 許可基準を設けようとするとき又は変更しようとするとき。
- (4) 第12条第6項の許可をしようとするとき。
- (5) 第14条第1項又は第3項の規定による広告物協定について認定し、又は広告物協定の変更について認定しようとするとき。

第5章 雑則

(告示)

第29条 市長は、次に掲げる場合においては、その旨を告示しなければならない。

- (1) 第4条第1号から第3号まで、第6号、第10号、第11号若しくは第5条第1項第11号の規定による指定をしたとき又はこれらを変更し、若しくは廃止したとき。
- (2) 第14条第1項、第3項又は第7項の規定による広告物協定について認定し、又は広告物協定の変更若しくは廃止について認定をしたとき。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条、第5条又は第7条第1項の規定に違反した者
- (2) 第7条第4項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (3) 第19条又は第20条第1項の規定による命令に違反した者

第32条 第10条、第11条、第16条又は第17条第2項若しくは第3項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第33条 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第35条 詐欺その他不正の行為により、第9条の許可申請手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)の過料に処する。

(適用上の注意)

第36条 この条例の適用に当たっては、市民及び滞在者の政治活動の自由その他市民及び滞在者の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号。以下「道条例」という。)の規定により適法に表示されている広告物又は適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準に適合しないこととなるものについては、これらを改造し、移転し、又は表示の変更をするときまでは、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に道条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部改正等)

4 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行為の届出等

第1節 法に基づく行為の届出等(第18条―第27条)

第2節 その他の行為の届出等(第28条―第32条)」を

「第4章 行為の届出等(第18条―第32条)」に改める。

第4章第1節及び第2節の節名を削り、第28条から第32条までを次のように改める。

(除却の届出)

第28条 小樽歴史景観区域内において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の対象とならない建築物等の除却で規則で定めるものをしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

第29条から第32条まで 削除

第68条中「重要な事項」の次に「、小樽市屋外広告物条例（平成24年小樽市条例第 号）の規定によりその権限に属させられた事項」を加える。

- 5 施行日前に前項の規定による改正前の小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第28条第1項から第3項までの規定により届出がされた行為については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区 分		金 額
1 地上広告物（アーチ式 広告を除く。）、屋上広 告物、壁面広告	発光装置又は照明 装置を有しないも の	表示面積5平方メートルに つき1,300円
	発光装置又は照明 装置を有するもの	表示面積5平方メートルに つき1,900円
2 立看板		1枚につき910円
3 電柱広告物		1個につき300円
4 アーチ式広告物	発光装置又は照明 装置を有しないも の	1基につき3,800円
	発光装置又は照明 装置を有するもの	1基につき5,400円
5 アドバルーン広告物		1個につき1,700円
6 広告幕・広告網、のぼり・旗		1枚につき650円
7 はり札		1枚につき220円
8 はり紙		50枚につき300円
9 広告車		1台につき1,900円